

ゆとりすと放送で
お知らせしたいことはありませんか？

皆さまにゆとりすと放送をより有効活用していただくため、4月1日から放送料金を引き下げました。お知らせしたいことがある方、事業所はお気軽に相談ください。

【放送料金】

区分	放送料（税込）	
	基本料金	加算料金
一般放送	300 円	200 円
営利放送	800 円	500 円

基本料金：放送回数 1 回

加算料金：放送回数 1 回増分

例：1 日だけ朝・昼・夜 3 回放送
→基本料金 + 加算料金 2 回分

※町外企業・住民票のない方からの
放送依頼は、基本料金に 500 円加算。



【その他】

◆ 地域（公民館単位など）を分けて放送可能

◆ 地域のイベントのお知らせなどは無料

◆ 町内医療機関からの放送依頼は全て無料

◆ 企業などからの職員募集は、放送回数が5日間以内、10回までは無料

問い合わせ先

プロジェクト推進室

プロジェクト推進班

兵頭

透析患者通院助成事業が始まります

人工透析療法をするため通院している患者さんへ、通院交通費の負担軽減を目的に助成金（大豊町

商工会商品券）を交付します。

事業要件に満たさなくなったときなどは変更申請が必要ですのですぐにご連絡ください。

【対象者】

◆ 本町に住所を有し、町内の居宅から透析医療機関へ通院する方

◆ 生活保護法その他の法令などにより通院交通費の支給を受けていない方

【申請方法】

◆ 現在通院している方

◆ 4月末日までに申請（今年度のみ5月末日まで可）

◆ 年度途中に対象になった方

◆ 申請した月から該当（随時受付）

◆ 申請に必要なもの：身体障害者手帳・医療受給者証（更生医療受給者証・特定疾病受給者証）・印鑑

※申請時に受療状況調査について同意していただきます。

【助成額】

次の区分で週1回分を対象、月4回・12月分を限度とした額

◆ 嶺北中央病院：1回500円

◆ その他町外指定医療機関：1回1,000円

【助成方法】

申請が適正と認められると「支給決定書」が届きます。受療状況調査を4月～7月分を8月に、8月～11月分を12月に、12月～3月分を4月に行い、それぞれ助成額が決定されます。該当月の「受取通知」が送られてきたら、その通知を持って福祉班で「大豊町商工会券商品券」を受け取ります。

問い合わせ先

住民課 福祉班 岡崎

狂犬病予防の巡回注射を実施します

狂犬病予防法により、犬の飼い主は生後90日を経過した犬に生涯一度の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。今年度の日程、注射料、登録料は次のとおりです。

【巡回注射日程】

5月19日（火）西峰・東豊永・東部・西豊永

5月20日（水）天坪・大杉・立川

5月21日（木）大田口・穴内・大杉

6月7日（日）全地区

【注射料】 3,200円（注射済票代金を含む）

【登録料】 3,000円（生後91日以上の方）

狂犬病は、犬あるいは動物だけの病気ではなく、人を含めた全ての哺乳類がかかる感染症です。

人への感染は犬にかまれたことによることが多いため、年1回の予防注射が飼い主の義務となっておりますので、必ず予防注射を受けてください。

なお、登録した犬が死亡した場合や、飼い主が変わった場合などは、届出が必要ですので左記までご連絡ください。

※登録している犬の飼い主には、5月上旬までに問診票を郵送しますので、記入して実施場所にご持参ください。

※新規登録する犬は、予防注射実施場所でも登録可能ですが、事前登録していただくことで巡回注射をスムーズに行うことができますので、ご協力よろしくお願いします。

問い合わせ先

住民課 健康づくり班 下村



猫の不妊・去勢手術費用を助成します

猫の不必要な繁殖や飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される不幸な猫をなくすため、猫の不妊・去勢手術費の一部を助成します。

【対象者】

町内に住民登録がある方

【助成対象猫】

対象者が所有・占有する猫

【助成金額】

（メス猫は高知県の助成と重複申請できます。）

【申請時期】

手術費用猫一匹につき上限8,000円

【申請時期】

手術実施前（必ず事前に申請してください。）

問い合わせ先

住民課 健康づくり班 下村

健診タクシー制度をご利用ください

町内に住民登録がある方に、健診を受けた帰りのタクシー料金の一部を助成します。

【対象医療機関】

大杉中央病院、大田口医院、高橋医院

【助成金額】

医療機関から自宅までの帰りの料金のうち、500円を超える金額（500円は自己負担）

【助成期間】

5月1日～10月31日

【利用方法】

健診を受けて帰る際、医療機関の受付で「タクシー利用助成券」を発券してもらい、タクシー乗車時に乗務員に提出してください。

※ただし、買い物など個人的な寄り道区間及び待ち時間の料金は自己負担となります。

問い合わせ先

住民課 保険窓口班 前田

振替納税をご利用の皆さまへ

申告・納付期限が4月16日まで延長されたことに伴い、申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方の振替納付日を変更します。

【令和元年分申告所得税及び復興特別所得税】

5月15日（金）

【令和元年分消費税及び地方消費税】

5月19日（火）

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難の方は税務署へ相談を！

税務署へ申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内に限り、換価（差し押さえ）の猶予が認められますのでご相談ください。

問い合わせ先

南国税務署 徴収担当

☎088-1863-13215

高知県中小企業耐震診断等
支援事業費補助金のご案内

南海トラフ地震対策として、従業員の命を守り、地震発生後の早期復旧につなげるため、県内の中小製造業者が行う耐震診断や耐震設計などに要する費用の一部助成する補助制度を設けています。

【対象者】

製造業を営む中小企業者で、BCP（事業継続計画）を策定している者

【対象事業】

- ①耐震診断
- ②耐震設計（建替設計を含む）

【対象建築物】

事務所・工場などで昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること

《世界人権70周年》
人権擁護委員制度を知っていますか
6月1日は人権擁護委員法の施行日です

人権とは「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

現在、人権擁護委員は県内に約180名配置され、人権に関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、公共施設などにおいて家庭や職場内における問題、セクハラ、DV、いじめといった人権問題に関するあらゆる相談をお受けしたりしています。相談無料で、秘密厳守となっていますので、一人で悩まず、お気軽に法務局や人権擁護委員にご相談ください。また、6月3日には「人権相談所」を開設します。

問い合わせ先

高知地方法務局 人権擁護課

☎088-1822-13503

